

傷害保険改定に伴う 令和 8 年度 補償内容変更に関する報告

I 料率改定について

損害保険料率算出機構による傷害保険参考純率改定（令和 6 年 6 月）があり、東京海上日動火災保険（株）の傷害保険料が値上がりとなる。（令和 7 年 10 月改定）

1) 傷害保険料値上げに対する当会の対応

年間掛金を維持するため、以下の対応を行う。

- ・ 支払の多い通院保険金は変更せず、死亡保険金・入院保険金を引き下げて調整
- ・ 共済制度運営費から支出している約定保険等の保険料を調整

■内容比較

傷害補償部分					年間掛金
タイプ (傷害補償範囲)	年度	死・後遺障害 保険金	入院保険金	通院保険金	
Will1 (実習中のみ)	令和 7 年度	265 万	3,800 円	2,800 円	3,000 円
	令和 8 年度	263 万	3,500 円	2,800 円	3,000 円
Will2 (学校管理下)	令和 7 年度	238 万	4,000 円	3,000 円	4,500 円
	令和 8 年度	230 万	3,500 円	3,000 円	4,500 円
Will3 (24 時間)	令和 7 年度	301 万	4,200 円	3,200 円	7,000 円
	令和 8 年度	292 万	3,700 円	3,200 円	7,000 円
Will3DX (24 時間)	令和 7 年度	445 万	5,200 円	4,200 円	9,000 円
	令和 8 年度	415 万	4,700 円	4,200 円	9,000 円

2) 補償の追加

本改定に伴い、傷害補償に熱中症に対する補償が追加となる。

II 「Will」共済制度による見舞金規程（別紙「共済制度による見舞金規程」参照）

- (1) 感染症罹患への補償で、対象となる感染症の明確化
- (2) 熱中症への補償を削除